（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添、資源等収集運搬業務委託（津久井地域）に係る仕様書（（以下「仕様書」という。）及び質問回答書に従い、この契約を履行しなければならない。

(契約の保証)

第２条　受注者は、この契約の締結に当たり、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

（４）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額を1年当たりに換算した額の１００分の１０以上とし、前項第１号に規定する契約保証金は、契約締結時までに納付しなければならない。

３　第１項第２号に規定する有価証券等の提供、第１項第３号に規定する金融機関の保証及び第１項第４号に規定する履行保証保険契約は、直ちに提供又は寄託するものとする。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　第１項にかかわらず、相模原市契約規則第３４条第３号に該当するときは、発注者は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(経費の負担)

第３条　本委託業務の履行に必要な人員、車両、器具、材料及び燃料その他委託業務の履行に必要なものの負担は、受注者の負担とする。また、この契約に関し契約書並びに仕様書及び質問回答書に明示されていない事項であっても、その性質上必要なものについては、発注者と受注者とが協議の上、受注者の負担で実施するものとする。

２　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（守秘義務）

第５条　収集運搬業務従事者は、業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

２　受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（一括再委託の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部を又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

（業務報告書の提出と発注者の検収）

第７条　受注者は、毎月５日（５日が土・日曜日または祝日の際は翌営業日）までに、前月分の業務報告書を発注者に提出し、発注者の検収を受けるものとする。

２　発注者は、第１項の業務報告書の提出があってから速やかに検収を実施するものとする。

３　受注者は、第１項の検収に合格したときをもって前月における業務の履行を完了したものとする。ただし、検収後であっても、業務その他に関する不適性について、受注者は、その責めを負うものとする。

（契約金額の支払い）

第８条　受注者は、前条に規定する検収に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に契約代金を相模原市指定金融機関において支払わなければならない。ただし、相模原市会計規則第４５条の２に規定する定期支払による場合は、定期支払申込書に基づき支払うものとする。この場合にあっては、受注者は請求書の提出を要しない。

３　前項の金額において、作業日数が仕様書に定める各月のひと月あたりの予定作業日数を下回る場合は、契約書頭書きの契約金額（月額）をひと月あたりの予定作業日数で除し、この金額に作業日数を乗じて算出するものとし、算出した金額に１円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、発注者の指示により作業を実施しなかった場合は、この限りでない。

(調査等)

第９条　発注者は、受注者に委託した業務の処理状況等について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託した業務の処理に関して、受注者に必要な指示を与えることができるものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第１０条　受注者は、仕様書により指示された業務を履行することができない見込みとなった場合は、遅滞なく発注者に報告し、その対応策を提示しなければならない。

２　発注者は、前項の報告を受けたときは、期限後に完了する見込みがあると認められる場合において、契約履行期間を変更し、完了後に違約金を徴収する。ただし、受注者の責めに帰すべき理由によらないときは、この限りでない。

３　前項の違約金は、頭書の契約金額（月額）につき、遅延日数に応じ、相模原市契約規則（平成４年相模原市規則第９号）第４２条に定める率を乗じて計算した金額とする。

（発注者の催告による解除権）

第１１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）一般ごみ等の収集運搬において、正当な理由なく、仕様書に定めた時刻に業務が終了しないことが継続的に生じているとき。

（３）正当な理由がなく、発注者の指示に従わないとき若しくは発注者の品位を傷つけ、信用を失墜させ又は不都合な行為があったとき。

（４）前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の催告によらない解除権）

第１１条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第４条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

（２）この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

（３）受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

（８）受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第４条第１号から第３号までに定める基準に適合しなくなったとき。

（９）受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

（１０）破産、民事再生、会社更生手続き開始の申立の時、又はそれらの申立を受けたとき。

（１１）第１４条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第１１条の３　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは同法第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第１１条の４　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下「市排除条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下「県排除条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が、県排除条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）受注者が、市排除条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（発注者の損害賠償請求等）

第１１条の５　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（２）債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（３）その他発注者に損害を与えた場合

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第１１条、第１１条の２、第１１条の３及び第１１条の４の規定によりこの契約が解除された場合

（２）受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（３）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

４　第２項の場合（第１１条の３及び第１１条の４の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第２項の違約金に充当することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第１２条　第１１条各号又は第１１条の２第１項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第１１条又は第１１条の２の規定による契約の解除をすることができない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１３条 受注者は、契約の履行に当たって、市排除条例第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２ 受注者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３ 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４ 受注者は、前項の被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（受注者の催告による解除権)

第１４条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは（受注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の損害賠償請求等)

第１４条の２　受注者は、発注者が前条の規定によりこの契約が解除されたときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、前条に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　第８条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき定められた割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第１５条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（賠償責任）

第１６条　受注者は、契約の履行において、第三者に損害を与えたときは、その一切の賠償の責めを負う。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（急激な物価上昇等に対する対応）

第１７条　発注者及び受注者は、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和６年９月３０日付け環循適発第2409302号環境省環境再生・資源循環局長通知）に基づき、適切な対応を図ることに努める。

（疑義の決定）

第１８条　この契約書並びに仕様書及び質問回答書の解釈について疑義が生じたときやこの契約書、若しくは仕様書及び質問回答書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。